

第35回農業委員会総会議事録

平成29年11月6日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第132号から第135号)
日程第4 議事(議案第122号から第125号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(25人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	14番	熊西 忠治
15番	水元 睦雄	16番	石庭 文男
17番	川西喜一郎	18番	山下 隆之
19番	杉本 周平	20番	堀 清範
21番	堀 正	22番	石井 寿男
23番	前花 敏子	24番	竹島 信義
25番	佐伯 瑞穂		

欠席委員(0人)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第132号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第133号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告第 134 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 135 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 122 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 123 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 124 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二
主 査 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 西尾 哲 主任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 5 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立して
おりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「24 番 竹島委員」「25 番 佐伯委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第132号の説明）

議長（舟木会長）

報告第132号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第133号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第133号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

2番の案件ですが、転用目的は住宅敷地の拡張とありますが、届出者の住所
地と届出地の地番が離れているんですが、土地はつながっているんですか。

事務局（堀）

地番は離れていますが、土地は隣でつながっています。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いた
しましたので、ご了知をお願いします。

（報告第134号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第134号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（堀）

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

1番の案件ですが、使用貸借とありますが契約は何年ですか。

事務局（堀）

1年です。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第135号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第135号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

森田委員

6番の案件ですが、5条の案件と連動しているようですが、面積が違うのはどういう理由でしょうか。

事務局（堀）

この解約は、元々全面積のうち、 m^2 分のみ賃貸借契約が交わされていたものについて、解約が届出されたものです。5条については、全面積の転用ですので、面積に違いが生じるものです。

森田委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第122号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第122号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の7ページをご覧ください。

今回は8件ございます。

【議案第122号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番から8番については、すべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

横山委員

6番の案件ですが、譲受人の住所地と申請農地の地区が違いますが、どこの地区の農地を耕作しているんですか。

事務局（堀）

主に 地区の耕作をしています。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第122号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第122号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第123号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第123号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、水元委員の関係する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、水元委員は当該議案の審議開始から終了まで退席願います。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書8ページの議案第123号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第123号を議案書をもとに朗読】

1番は 施設敷地としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については私より説明いたします。

舟木会長

議案第123号の1番について説明します。

申請人は です。現在稲作中心で農業が行われていることから大量の
が発生し、その処分が大きな問題となっています。

今般 を有効利用するための技術を確立させたところであり、国の補助
も受け、 施設を建設し、 を資源として活用するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組
合長の同意も得られております。

議長（舟木会長）

それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第123号について説明します。

1番については、申請地は、射水市が定める農業振興地域整備計画におい
て、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農
地であることから、これを農用地と判断します。

転用目的は 施設敷地と農業用施設であり、必要性からもやむを得ない
と得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありまし
たが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第123号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許
可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第123号については、許可相当と認め、富山県知事あてに
送付することに可決されました。

水元着席

（議案第124号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第124号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、城石委員の配偶者の案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、城石委員は当該議案の審議開始から終了まで退席願います。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書9ページの議案第124号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第124号を議案書をもとに朗読】

1番は営農用格納庫
2番は農機具格納庫建築としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については事務局より説明をお願いします。

事務局（堀）

議案第124号の1番について説明します。
申請人は任意の営農組合です。
現在、法人化へ向けて準備をしています。営農組合では、大型農業用機械を8台所有していますが格納庫がない状態で、機械は個人の納屋を借りて格納している状態です。そこで営農組合内で相談した結果、格納庫を新たに建築することにし、今回、転用申請するものであります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番については石井委員より説明をお願いします。

石井委員

議案第124号の1番について説明します。
申請人は 法人です。
現在、 の 作業班では大型農業用機械を所有していますが格納庫が

ない状態で、組合員が所有する納屋を借りて格納している状態であります。農作業の合理化及び農業機械の管理を図り、効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、格納庫を新たに建築することとなり、今回、転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合長の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第124号について説明します。

1番については、申請地は、射水市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから、これを農用地と判断します。

転用目的は営農用格納庫と農業用施設であり、必要性からもやむを得ないと得ないと判断します。

2番については、申請地は、射水市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから、これを農用地と判断します。

転用目的は農機具格納庫建築と農業用施設であり、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第124号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第124号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

城石着席

(議案第125号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第125号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(黒梅)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

事務局(黒梅)

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長(舟木会長)

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第125号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第125号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長(舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第35回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時20分

その他報告事項

富山県農業委員会大会の開催について

開催日 平成29年11月16日(木) 午後1時30分より

会場 「アイザック小杉文化ホールラポール」

集 合 当日は現地集合とします。

農業委員会懇談会の開催について

開催日 平成29年12月6日(水) 午後6時30分より

会場 未定

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 12月 6日(水) 午後2時から
射水市役所大島分庁舎3階大会議室

議 長

署名委員

署名委員

第三十五回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十九年十一月十日
至 平成二十九年十一月三十日